

仕 様 書

小高区内の公共施設から排出される廃棄物収集運搬業務は、次の仕様により行うものとする。
なお、この仕様は業務の大要を列記したもので、詳細な部分については係員の指示により誠実をもって実施すること。

記

1. 委 託 名 小高区公共施設廃棄物収集運搬業務委託
2. 委託期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
3. 収集箇所 小高区役所、小高生涯学習センター、小高保健福祉センター、小高中学校、小高小学校、おだか認定こども園、小高診療所

4. 業務内容

(1) 収集方法

① 収集コース

「小高区公共施設における一般廃棄物収集運搬委託箇所」のとおり

② 業務実施時間

当該業務の実施時間は、午前8時30分から収集完了までとするが、午後5時までに完了するように努めること。

③ その他

廃棄書類の収集運搬のため、2tトラック6台分を含めること。(クリーン原町センターで焼却処分のこと)

(2) 収集する廃棄物の種類

収集する廃棄物については、下記の区分に従い収集するものとする。

収集の区分	分別の区分(委託者により分別)
可 燃 ご み	紙類くず、ゴム皮革、木屑等
不 燃 ご み	硬いプラスチック類、ガラス、陶器、金属類
瓶 類	ビール瓶、一升瓶を除く
缶 類	燃料用缶、缶詰、のり缶等
ペットボトル	リサイクルマーク1の記載のあるペットボトル
白 ト レ イ	リサイクルマーク6の記載のある白色トレイ
古 紙 類	新聞、チラシ、段ボール、紙パック、雑誌、その他の紙類

令和7年4月1日から令和7年9月までの各施設の排出量は以下のとおりである。

令和7年4月～令和7年9月までの各施設の排出量								
区分	可燃ごみ	不燃ごみ	缶	ビン	ペットボトル	新聞	雑誌	段ボール
小高区役所	2,040	83	101	40	195	55	610	280
小高生涯学習センター	840	20	1	0	11	0	0	0
小高保健福祉センター	380	20	0	0	0	0	70	20
おだか認定こども園	2,710	0	1	0	10	0	30	30
小高小学校	1,860	60	10	31	102	50	170	140
小高中学校	570	0	0	0	21	80	340	30
小高診療所	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	8,400	183	113	71	339	185	1,220	500
								(単位kg)

(3) 収集物の運搬先

収集した廃棄物は、下記の区分に従い搬入すること。

- ① クリーン原町センター : 可燃物、不燃物
- ② リサイクルプラザ又は株式会社 高良
: 瓶類、缶類、ペットボトル、白トレイ、古紙類

(4) 収集体制

業務の実施にあたっては、車両に運転手1名及び助手1名の計2名を乗車させること。

(5) 廃棄物収集量の報告

毎月、下記の区分に従い、収集した施設ごとの廃棄物収集量を書面にて報告すること。

廃棄物の種類	単位
可燃ごみ	kg
不燃ごみ	kg
ダンボール	kg
新聞	kg
雑誌等	kg
びん	kg
缶	kg
ペットボトル	kg

(6) 資源ゴミの販売収入 請負業者の収入とする。

5. 業務実施基準

(1)関係法令の遵守

廃棄物収集運搬については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「南相馬市廃棄物の適正処理及び環境美化に関する条例、同規則」を遵守し、業務の重要性及び公共性を認識し、最も適切な方法で行うこと。

(2)受託資格

当該業務を受託する者は、「貨物自動車運送事業法」に基づく業の許可を受けた者若しくは申請中で取得見込みの者でなければならない。

6. 交通安全の確保

廃棄物収集運搬業務中は、交通安全と円滑な通行に努めるとともに、児童生徒はもとより一般人の通行に支障のないよう細心の注意を払い、交通事故防止に努めること。

7. 環境への配慮

南相馬市の環境マネジメント活動について理解、協力し、南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

8. その他

本仕様書に定めのない事項については、両者協議のうえ決定するものとする。

小高区公共施設における一般廃棄物収集運搬委託箇所

No.	施設名	収集日		
		可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ
1	小高区役所	毎週火・金曜日	毎月 第2水曜日	毎月 5日、 15日、25日
2	小高生涯学習センター	〃	〃	〃
3	小高保健福祉センター	〃	〃	〃
4	小高中学校	〃	〃	〃
5	小高小学校	〃	〃	〃
6	おだか認定こども園	〃	〃	〃
7	小高診療所	〃	〃	〃

※ 指定日が休業日にあたる場合は、その前後の営業日に収集することも可とする。